

「証券市場の構造改革プログラム」の進捗状況(概要)

(14年5月31日時点)

1. 証券市場への信頼向上のためのインフラ整備

(1) 証券会社の営業姿勢の転換に向けた方策

- ・ 証券会社の行為規制違反に係る全ての行政処分の公表
金融庁において、13年8月より公表を開始済み。
- ・ 株式投信の乗換えの勧誘行為の改善に向けたルールの導入
「証券会社の行為規制等に関する内閣府令」等を改正し、具体的な行為規制を明文化(14年2月1日施行)。
また、証券業協会においても、同趣旨の規定を同会規則に追加(14年2月1日施行)。

(2) 行政による市場監視の強化

- ・ 証券取引等監視委員会の人員増強
昨年8月末の定員増強の要求を踏まえ、14年度定員として、
 - ・ 監視委員会の平成13年度末定員122人に対して61人の増員。
 - ・ 財務局監視官部門の増員(39人)を含めると全体で100人の増員(13年度末定員143人)。が措置。この結果、14年度末定員は、全体で364人。

(3) 市場インフラの整備

- ・ EDINETの充実
14年6月1日からの有価証券届出書等の発行開示書類のオンライン提出を実施するため、「証券取引法施行令」等の関係法令等を整備・改正(14年5月22日公布。6月1日施行)。
- ・ 目論見書の電子交付の促進
「企業内容等の開示に関する内閣府令」等を改正し、電子交付方法を追加(13年10月1日施行)。
- ・ 金庫株解禁に伴うセーフ・ハーバー・ルールの整備
「上場等株券の発行者である会社が行う上場等株券の売買等に関する内閣府令」を公布し、自社株式取得の際の買付価格など具体

的要件を規定(13年10月1日施行)。

・ 証券決済システム改革

社債、国債等の振替制度を創設するため、証券決済システム改革法案を14年3月15日に、国会に提出。

・ 株式の投資単位の引下げ

全国の証券取引所等が、上場企業を対象に「投資単位の水準が50万円未満とする努力義務を課すとともに、必要と認めるときは引下げの勧告、公表ができる旨」等を規定する規則改正を実施(13年10月1日施行)

(4) 自主規制機関による市場監視の強化

・ 証券業協会による「証券会社の信頼性向上に向けたアクション・プログラム」の公表

日本証券業協会において、①証券外務員等の処分の公表の実施、②苦情処理・紛争解決内容の積極的公表などを内容とする標記アクション・プログラムを公表(13年9月10日)。

(5) 発行企業の株主重視の経営姿勢の確立

・ 四半期短信等による情報開示の促進

東京証券取引所が上場企業に要請済み(13年10月25日)。

(6) 空売り規制等(追加)

・ 「空売りへの総合的な取組み」(13年12月21日発表)

空売り規制の遵守の徹底・点検を図る。また、信用取引に対しても空売り規制(明示・確認義務)を適用するよう内閣府令を改正(14年1月25日公布、2月20日施行)。

・ 「信用・貸借取引に係る制度の見直しについて」(14年2月1日発表)

取引所等に、「市場への注意喚起」の機動的発動を要請。

・ 「空売り規制の見直しについて」(14年2月8日発表)

空売りへの価格規制を、「直近公表価格未満禁止」→原則「直近公表価格以下禁止」へ変更(3月6日施行)。

・ 「空売り規制の遵守状況に関する総点検結果等を踏まえた対応について」(14年2月26日発表)

信用・貸借取引に係る制度の更なる見直し(証券金融会社等の貸出条件の見直し等)、及び、監視委員会による空売り規制違反に対する監視の一層の強化。

2. 魅力ある投資信託の実現

・ 投資信託の目論見書の記載内容の改善

投資家にとってより分かりやすい投資信託目論見書に向け、金融審議会で考え方がとりまとめられた(13年11月29日)。これを踏まえ、「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」の改正等を実施(14年1月30日公布、4月1日施行)。

・ 株式投資信託の商品の多様化及び販売チャネルの多様化

ETFの商品多様化を図る観点から、14年3月12日業種別株価指数等、4月1日にダウ平均等の外国株価指数等を新たに指定し、ETFの範囲を拡大。

銀行によるETFの窓口販売を可能とするため、証券取引法施行令の改正等を実施(14年3月27日公布、4月1日施行)。

・ 投資家に対する広報の促進

投資信託協会が、ファンド情報などを提供する「メールマガジン」を発刊(13年12月5日)。

3. リスクキャピタル供給のための税制改革

・ 証券税制の改正

金融庁では、13年8月末に株式等譲渡益課税や株式投資信託などに関する税制改正要望を取りまとめ、関係当局へ提出。

その後、臨時国会で株式等譲渡益課税の改正法(緊急投資優遇措置等)が成立(13年11月26日)。通常国会で、株式等譲渡益課税等の改正法(申告不要制度の創設等)が成立。

4. 投資家教育

・ 金融庁ホームページの改善

金融庁ホームページの「消費者情報コーナー」を拡充し、①学校教育支援事業サイトの新設、②金融商品等情報ネットワークの構築を実施(13年10月26日)。

・ 投資コンファレンス等の実施

個人投資家との意見交換を図る「投資コンファレンス」を東京で開催(13年11月26日)。また、監視委員会では、独自に「投資家との意見交換会」を国内各地で開催(13年度、名古屋、14年度、福岡、大阪、仙台、札幌(6月に予定))。